

厚木市ネーミングライツの活用に関するガイドライン

1 趣旨

厚木市広告掲載要綱（平成18年6月13日施行。以下「要綱」という。）に基づき、厚木市の公の施設（以下「施設」という。）に対する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な活用により、新たな財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、対象施設の選定、命名権者の募集の方法及び応募者の選定等について基本的なガイドラインを定める。

2 導入の目的

ネーミングライツの導入の目的は、次のとおりとする。

- (1) 命名権料による自主財源の確保
- (2) 施設の知名度、集客力及び市民サービスの向上
- (3) 命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）による施設の設置目的（文化芸術振興、スポーツ振興等）への寄与
- (4) 地域経済の活性化

3 権利の内容

ネーミングライツパートナーは、命名権料の適正な支払いの対価として、施設の名称に、企業名又は商品名などを冠した名称を通称として付与し、使用することができるものとする。ただし、条例上の名称は変更しない。

4 対象施設

対象施設は、市が指定する施設（以下「指定施設」という。）又は厚木市広告掲載事業等の民間提案募集要領（以下「募集要領」という。）に基づく提案を受けた施設（以下「提案施設」という。）とする。

なお、指定施設の選定条件及び提案施設の基本的な考えは、次のとおりとする。

(1) 指定施設

指定施設は、次の条件を満たす施設の中から、個々の施設の設置目的及び利用状況等を考慮した上で選定する。

- ア ネーミングライツの活用が、当該施設の設置目的の妨げとならない施設
- イ 命名権料による収入が見込める施設
- ウ 多数の市民が利用し、広告効果が見込める施設

エ 当該施設の設置目的から、ネーミングライツの取得が企業等のイメージアップにつながるとともに、利用者の増加や施設の有効活用が期待される施設

(2) 提案施設

提案施設は、市民が利用する公共建築物や公園、土木インフラ等に対し、募集要領に基づき募集するものとする。ただし、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや、庁舎や学校など、施設の性格上、通称を付すことが適当でないとは判断するものは対象外とする。

5 導入の手続き

(1) 指定施設

ア 原則として、年間利用者数が10万人以上の施設については、事前に市民の意向調査等を実施する。(担当課)

イ 厚木市広告掲載審査委員会(以下「審査会」という。)における、導入施設及び導入条件等の審査

ウ 募集仕様書(以下「仕様書」という。)の策定(担当課)

エ ネーミングライツパートナーの公募(担当課)

オ 審査会におけるネーミングライツパートナー、通称、広告料の審査

カ 庁議におけるネーミングライツパートナー優先交渉者の決定

キ 契約の締結(担当課)

ク 施設の表示等の変更(担当課)

ケ 通称の使用開始(担当課)

(2) 提案施設

ア 募集要領に基づく提案(随時、受付)

イ 審査会における提案に対する採用の可否の審査

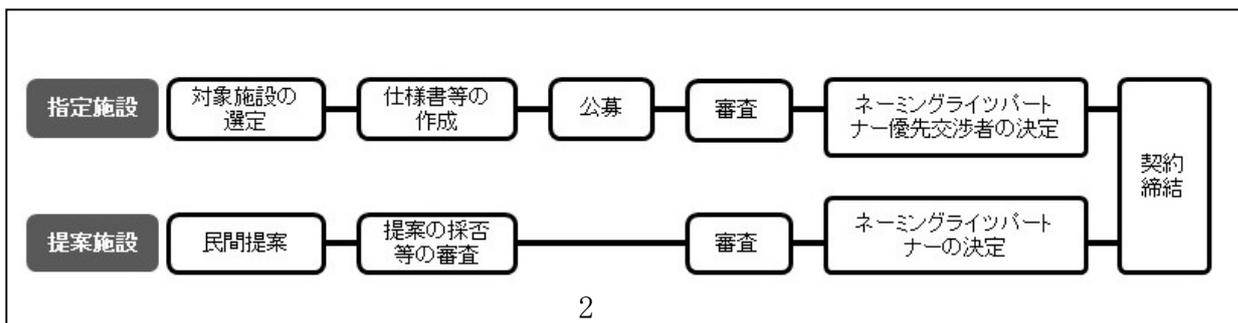
ウ 審査会におけるネーミングライツパートナー、通称、広告料の審査

エ 庁議におけるネーミングライツパートナーの決定

オ 契約の締結(担当課)

カ 施設の表示等の変更(担当課)

キ 通称の使用開始(担当課)



6 命名権料の算定

他自治体の状況及び施設の入場者数等を勘案し、施設ごとに決定する。

7 設定期間

ネーミングライツの設定期間は、原則として3年から5年までとする。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定する。

8 ネーミングライツパートナーの募集

(1) 指定施設

ア 募集方法

(ア) ネーミングライツパートナーの募集は、原則として公募とする。

(イ) 募集に際し必要な事項は、施設ごとに仕様書を作成する。

(ウ) 市ホームページや広報紙等への仕様書の掲載、報道機関への資料提供等、多様な媒体を活用して幅広く募集する。

イ 募集期間

募集期間は、募集の周知と応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、仕様書の公表から募集受付終了まで、原則として1箇月以上の期間を設ける。

ウ 応募がなかった場合

募集期間が終了しても応募がない場合は、仕様書に定める条件を見直し、募集の中止も含め、再度、公募について検討する。

(2) 提案施設

募集要領に基づき、随時募集する。

9 応募資格

個人、法人及びその他の団体とする。ただし、法令等に違反している者、市税を滞納している者等、要綱第4条第1項別表1に該当する事業者は除く。

10 ネーミングライツパートナーの選定

(1) 審査会の開催

審査会を開催し、応募者のうち、ネーミングライツパートナーとしての適格があり、かつ市も有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者（以下「優先交渉者」という。）を選定する。

なお、優先交渉者の選定に当たっては、要綱及び仕様書の基準に基づき総合的に判断するものとし、一者のみの応募の場合も、ネーミングライツパートナーとしての適性について審査し、判断する。

(2) ネーミングライツパートナーの決定、公表

市は、優先交渉者との協議を経て、ネーミングライツパートナーを決定し、法人名、施設の通称、命名権料等について公表する。

11 命名条件

命名する施設の通称は、法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの等要綱第4条第1項別表1に定める内容及び施設の設置目的の妨げとなる表現を除くものとする。

12 契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結する。

13 命名権料の使途

施設の更なるサービス向上のために必要な事業の財源（維持・管理費等）とする。

14 名称変更に伴う費用の負担

区分	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板表示の変更及び契約期間終了後の原状回復※		○
パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更	○	

※ 敷地外の看板表示の変更は、管理者と協議の上、変更可能な表示について行う。
また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議し、費用は、命名権料の他に別途ネーミングライツパートナーが負担する。

15 指定管理者制度導入施設における費用の負担

指定管理者制度導入施設において、ネーミングライツの導入に伴い追加的に発生する費用や減収等のうち、市と指定管理者との協議により必要と認められたものについては、市が負担することとする。

16 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合は、市は契約を解除することができる。

附 則

このガイドラインは、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

このガイドラインは、令和 5 年 1 月 13 日から施行する。